

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

- 第 41 条 特定認定長期優良住宅以外
 新築されたもの
 建築後使用されたことのないもの
- 特定認定長期優良住宅
 新築されたもの
 建築後使用されたことのないもの
- 認定低炭素住宅
 新築されたもの
 建築後使用されたことのないもの
- 第 42 条第 1 項(建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

令和 年 月 日

伊達市長 あて

申請者 住所

氏名

取得者の住所			
取得者の氏名			
取得の原因	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 競落		
家屋の所在地			
建築年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	取得年月日	令和 年 月 日
床面積		構造	
区分建物の耐火性能	<input type="checkbox"/> 耐火又は準耐火 <input type="checkbox"/> 低層集合住宅	取得者の居住	<input type="checkbox"/> 入居済 <input type="checkbox"/> 入居予定

<必要書類>

1. 建築確認通知書及び検査済証
2. 登記完了証及び登記申請書の写しまたは家屋登記事項証明書
3. 取得者の住民票
4. 認定長期優良住宅である場合は、認定長期優良住宅の認定申請書の副本及び認定通知書の写し
5. 耐火建築物以外の家屋で建築後 20 年以上、耐火建築物の家屋で建築後 25 年以上経過している場合は耐震基準適合証明書または住宅性能評価書の写し

※新築した家屋にまだお住まいでない場合は、申立書(入居が後になる理由書)と現在お住まいの家屋の処分方法を確認できる書類をお持ちください。(※確認書類とは売買契約書・賃貸契約書・媒介契約書等)

※建築後未使用の家屋については、家屋の未使用証明書のほか売渡証明書又は譲渡証明書を建築業者から取得してください。

<家屋証明の取得条件>

1. 新築又は取得後 1 年以内の住宅家屋
2. 取得者の居住用家屋
3. 床面積が 50 ㎡以上で、居宅部分の床面積が建物全体の 90%を超える家屋
4. 第 42 条第 1 項に該当する家屋の築年数・・・耐火建築物以外の家屋は建築後 20 年以内、耐火建築物の家屋(石造・れんが造・コンクリートブロック造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造)は建築後 25 年以上のもの。

※新耐震基準を満たしており、それを証明できる場合は築年数の上限はありません。

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- 第 41 条 特定認定長期優良住宅以外
- 新築されたもの
 - 建築後使用されたことのないもの
- 特定認定長期優良住宅
- 新築されたもの
 - 建築後使用されたことのないもの
- 認定低炭素住宅
- 新築されたもの
 - 建築後使用されたことのないもの
- 第 42 条第 1 項(建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当することを証明します。

取得者の住所			
取得者の氏名			
取得の原因	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 競落		
家屋の所在地			
建築年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	取得年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日